中央市 地区計画 手続きの流れ

1 **土地の利用計画** 届出者
- 地区計画区域内または区域外を確認して下さい。
  （別添の**「区域図」**又は**「区域区分図」**を参照）
- 地区計画区域内の場合は、該当行為の施工前及び建築確認申請の前に **地区計画の届出**が必要となります。

↓

2 **地区計画の説明** 中央市
- 地区計画区域内の場合は、必要書類を**中央市ホームページからダウンロード**して下さい。また、都市計画課にてお渡しすることもできます。

★中央市ホームページ⇒まちづくり・市政⇒都市計画⇒地区計画の届出・審査

↓

3 **計画（設計）** 届出者
- 地区計画に適合するように計画（設計）をして下さい。
- 地区計画の内容は、**まちづくり推進課・都市計画担当**までご相談下さい。

↓

4 **地区計画の届出** 届出者
- 都市計画課へ届出書類一式を提出して下さい。（遠方者は郵送でも可）
  （届出書、覚書、委任状、チェックリスト、添付書類）
  ※必要書類は、添付書類一覧を参照して下さい。
- 行為に着手する**概ね30日前**までに届出をして下さい。
- 正本1部、副本1部の**計2部**必要です。

↓

5 **適合通知** 中央市
- 届出書を審査します。
- 届出内容に問題がなければ、**1週間程度**で適合通知を交付します。
- 適合していない場合は、協議をお願いします。

↓

6 **建築確認申請** 届出者
- **適合通知とチェックリストの写し**を添付して、建設課又は、民間の指定確認検査機関 へ建築確認申請書を提出して下さい。
- 地区計画に関する手続きは終了です。

※
- 上記の1～6で、地区計画の手続きは終了します。
- 本届出に対する中間検査及び完成検査等は行いませんので、届出のとおり施工して下さい。
- 本届出は、都市計画法第58条の2第1項の規定により実施します。
- 家屋の増改築やフェンス・カーポート等の建築、又は、外壁の塗替え・屋根の葺替え等、及び、建築物の用途・形態・意匠の変更（利用状況等）を行う場合は **新たに地区計画の手続きが必要**となります。
- 建築確認申請手続中に修正等があった場合は、**地区計画の修正も必要**となります。

提出・問合わせ
中央市 まちづくり推進課 都市計画担当
TEL 055（274）8552
mail：lg-machi@city.chuo.yamanashi.jp
〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301